



#### (2) 高速乗合バスの衝突事故

3月28日（水）午後2時13分頃、群馬県の県道において、同県に営業所を置く高速乗合バスが乗客14名を乗せ運行中、対向車線からセンターラインを越えて進行してきた乗用車と衝突した。

この事故により、乗用車の運転者が死亡し、当該バスの乗客2名が軽傷を負った。

#### (3) 乗合バスの車内事故②

3月28日（水）午後2時55分、熊本県の駅バス停において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客2名を乗せ運行中、停車直前に席を立った乗客が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

#### (4) 貸切バスの衝突事故

3月27日（火）午後2時22分頃、千葉県の市道交差点において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客約50名を乗せ運行中、当該バスの右側の車線を走行していた乗用車が突然左折を開始したため、当該バスの右前部と乗用車の左側面が衝突した。

この事故により、当該バスの乗客10名が軽傷を負った。

#### (5) 特定バスの衝突事故

3月25日（日）午前10時30分頃、岐阜県の高速道路において、長野県に営業所を置く特定バスが乗客33名を乗せ運行中、運転者が意識を失ったため左側ガードレールに接触した。

その後、運転者は意識を取り戻し、ブレーキを踏み路肩に停車した。

この事故により、乗客10名が軽傷を負った。

運転者は、事故後の診察において、急性心筋梗塞と診断された模様。

#### (6) 法人タクシーの死傷事故

3月27日（火）午前0時29分頃、島根県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、道路を横断中の歩行者をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

事故当時、当該タクシーはヘッドライトを下向き（ロービーム）にして走行しており、現場は街灯から離れて薄暗く、歩行者の服装も暗めだったため、運転者が横断中の歩行者に気付かなかった模様。

#### (7) 法人タクシーの衝突事故

3月29日（木）午前10時40分頃、岩手県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシー（福祉タクシー）が乗客2名と介助職員1名を乗せ運行中、右カーブの法面に衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客1名が死亡し、乗客1名と介助職員が軽傷を負った。

事故は、当該タクシーが十分な減速をせずにカーブに進入したため発生した模様。



所-車庫間でIT機器を用いた点呼を可能にするため、旅客自動車運送事業運輸規則を改正します。

この改正により、運転者の営業所-車庫間の往復が不要になる等、ICTの利活用により運行管理の効率化が進み、運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されます。

## 1. 改正の概要

以下の要件にあてはまる優良な営業所であれば、届出により、営業所と当該営業所の車庫間においてIT機器（※）を用いた点呼を行うことができることとします。

- ・ 開設してから3年を経過していること
- ・ 過去3年間自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと
- ・ 過去3年間行政処分又は警告を受けていないこと

（※）営業所で管理する機器であってそのカメラ、モニター等によって運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるもの

## 2. スケジュール

公布・施行：平成30年3月30日（金）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000339.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000339.html)

---

(2) 自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を改正します～7月から過労防止関連の処分を厳しくします～【新着情報】

国土交通省では、自動車運送事業者（トラック、バス、タクシー）への行政処分基準に関係する通達改正を行います。施行は、平成30年7月1日を予定しています。

（主な内容）

- ・ 過労防止関連違反等に係る車両停止等の処分量定に引き上げます。
- ・ 営業所での監査結果に基づき行われる車両の使用停止（行政処分）について、トラックに関しては、営業所で保有する車両数全体の最大5割に引き上げます。

## 1. 行政処分の許可

自動車運送事業（トラック、バス、タクシー）の運転者は、全職業平均と比較し

て労働時間が約1～2割長く、いわゆる過労死の認定件数も職種別で最も多い実態にあり、長時間労働の是正や過労の防止は重要な課題です。このため、昨年8月28日に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた「直ちに取る施策」においても、行政処分の強化を行う方針が示されたところです。

以上のような状況を踏まえ、今般、過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引上げを行うなど、行政処分等の基準について、所要の改正を行うこととします。（平成30年7月1日施行予定）

## 2. トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置

トラックの適正化事業実施機関が実施する巡回指導において、法令未遵守事項が多くみられ、改善指導を受けたにも関わらず改善が図られない等のトラック事業者の他、「定期点検の実施」、「健康診断の受診」及び「社会保険等の加入」に関する法令未遵守状況が継続的に見られるトラック事業者等に対して、重点的に監査を実施することとします。（平成30年10月1日開始予定）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.ml.it.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000338.html](http://www.ml.it.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000338.html)

---

(3) 平成29年「自動車事故調査・分析事例」をお知らせします。（関東運輸局発）  
（配信日：H30. 3. 23）

関東運輸局では、管内の自動車運送事業者において発生した業態別の事故傾向を踏まえ、社会的影響が大きな事故、更なる対策が必要と思われる事故を選定し、自動車事故調査・分析を実施しています。

今般、平成29年に実施した自動車事故調査・分析事例について、その主なものをお知らせいたします。

各自動車運送事業者におかれましては、事故調査・分析事例を運転者教育等の運行管理業務にご活用されますようお願いいたします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.tb.ml.it.go.jp/kanto/press/date/1803/0322/cs\\_p180322.pdf](http://www.tb.ml.it.go.jp/kanto/press/date/1803/0322/cs_p180322.pdf)

---

(4) テロ対策等セキュリティ業務情報  
（配信日：H30. 3. 16）

2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時の安心・安全の確保に向け、各分野のセキュリティ対策が喫緊な課題となっています。事業用自動車に係



( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html> )

**【参考】**

\* 自動車局ホームページ

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> )

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> )

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

( 平日9:30~12:00 13:00~17:30 )

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

